

援護基金

機関紙第69号
(平成23年10月)



花かんざし (photo by Cametarou)

公益財団法人

中国残留孤児援護基金

公益財団法人へ移行（二十三年十月三日）

特集号

公益財団法人として

第一回理事会開催

公益財団法人中国残留孤児援護基金は、第一回理事会を十月十七日午後一時、開催しました。場所は、援護基金が借りている「虎ノ門1ビル」内会議室です。

（同じビル内の財団法人日本環境衛生センターのご好意により同団体の会議室を借らせて頂きました。）

議題は、公益財団法人として認定されたことにより、新しく定まった定款はじめ各種規則、役員に関する件、二十三年十月三日以降の事業計画書及び予算書の件、第一回評議員会開催の件などです。

ほとんどの案件が新法人への移行を前提として前理事会で決定されていますので、新体制により再決定し、確認されました。

事業そのものは、特例民法法人として前理事会で決議していた事業を、着実に実行しますので、帰国者の皆

さんに特段の違いを伝えたり、ご不便をかけることはありません。



目次

公益財団法人 第一回理事会	表紙裏
ごあいさつ	1
公益財団法人への移行とは	2
公益財団法人へ移行経過	3
評議員及び役員等名簿	4
平成24年度就学援助のご案内	5
中国在住残留邦人はいま	6
集団一時帰国	
訪中座談会（戸別訪問）	
中国帰国者定着促進センター便り	7
中国帰国者支援交流センター便り	9

ごあいさつ

中国残留孤儿援護基金は、内閣府による認定を受け、この十月三日付けで公益財団法人に移行しました。

昭和五十八年四月一日付けで民法三十四条による財団法人として厚生大臣から設立を許可され、帰国した残留孤児の帰国直後の研修施設の運営と中国に残した中国人養父母の将来の生活を支援するための扶養費の送金を中心として仕事を開始し、以後様々な帰国者支援を事業として今日に至りました。昨今では、新たな帰国者は著しく減っておりますが、以前からの帰国者は、なかなか日本に適応できないまま高齢者になり新たな老後関連事業が必要となってきました。

この度の公益法人制度の改革に伴い、平成二十年十二月からは、財団法人などは、特例民法法人という扱いになり、五年以内に公益財団法人または一般財団法人へ移行することになっておりますが、国民各位のご支援のもとにまだまだ事業を展開しなければならぬという思いから公益財団法人として存続していくことを選び、この度その公益性が認定されたのでございます。

私ども、団体役員、職員は、その付託に応えるべく、一層の努力工夫を重ね、帰国者の福祉向上に邁進する覚悟でございます。おつて、公益財団法人として認定されたことにより、企業、個人の皆様から頂く寄付金には税法上の優遇措置が適用されることとなります。

昨今の経済状況、東日本大地震など、厳しい経済環境にありますが、国民皆様のご理解、ご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

平成二十三年十月三日

公益財団法人 中国残留孤儿援護基金

理事長 多田 宏

问候词

中国残留孤儿援護基金，从十月三日开始，根据内閣府の認定已经过渡为公益財団法人。

在昭和五十八年四月一日，根据民法的第三十四条，在厚生大臣的许可下，我们设立了財団法人并开始为回国的遗留孤儿运营回国后的培训设施，同时开展了以支援留在中国的中国人养父母的将来的生活抚育费的汇款为中心工作。迄今为止，我们开展了各种各样的支援回国者的事业。近年来，因为新的回国者有显著的减少，以前的回国者在没有适应日本的情况下就成为高龄者了。所以，开展新的老后关联事业是很有必要的。

最近，伴随着公益法人制度的改革，从平成二十年十二月开始，財団法人等，在经营特例民法法人的五年之内必须要过渡到公益財団法人或一般財団法人。在各位国民支援的基础上，我们还有很多的事业需要展开。因此，我们选择了公益財団法人准备继续延续下去。最近这个公益性已经被认定了。

我们及团体干部和职员，必须和这个托付，要进一步的想法，为回国者的福利向上迈进而做出充分的精神准备。

此后，作为被认定的公益財団法人，我们将会依照税法上的适用，对企业和个人捐款实行优惠的措施。

近来，在经济状况和东日本大地震等，经济环境不佳的情况下，还请各位国民能够给与理解和支持。

平成二十三年十月三日

公益財団法人 中国残留孤儿援護基金

理事長 多田 宏

公益財団法人への移行とは

公益性の確認と優遇措置の適用

一人ひとりの人間(自然人)が、憲法で保障された権利と義務を持つていることは、小学校でも教えられていることですが、財産や人の集団(団体)に対して法律によって一定の権利と義務が認められた団体を法人と呼んでいます。

株式会社などは商法による要件を満たして登記すれば法人となり、営利を目的とせず公益事業を行う団体は、民法第三十四条により財団法人又は社団法人として、事業の性格により、主務大臣の許可(単独の都道府県で事業を行う団体はその都道府県知事の許可)を得て、設立登記することによって法人として活動することになっていました。(そのほか法人には、社会福祉法人、宗教法人などがあります。)

近年、いろいろな行政改革が叫ばれる中で、公益法人と呼ばれる団体の活動にも問題点が指摘されてきました。

それは、行政の委託事業が公益法人に限定されて官需を独占してないか、事業の意義が失われ国民や一般の事業者に負担を強いていないか、不必要な補助金が交付されていないかなどといった指摘でした。

平成十四年三月の閣議決定以来、検査や検定を行う法人の見直し、補助金等の廃止や整理、統合などが進められ、二十年十二月からは、すべ

ての民法による法人を「特例民法法人」とし、五年以内に公益財団法人(社団法人)か一般財団法人(社団法人)に移行させるということになりました。移行に当たっては、それまでの事業による縦割りの主務官庁を内閣府一本にし、公益性の認定は民間有識者による合議制の機関の意見によるとされました。

中国残留孤児援護基金としては、公益財団法人として認められることを目指して準備を進めてきました。

「一般財団法人」では、税金の優遇措置が無く、寄付金に対する優遇措置がないほか預金の利息や債券による運用収入にも税がかかり、収入減となって事業活動に大きな支障を来します。また、公益性に乏しいという認定になれば、寄付者や精神的な支援者の皆様に、援護基金の活動に疑問符が打たれることになること懸念されたからです。

公益財団法人となって、組織上の変更もあります。今までは理事会が予算決算、事業計画などを決め、評議員会はそれを承認するという形でしたが、予算や事業の大枠の決定機関は評議員会となり、理事会はそれを執行する機関となりました。

ただし、それぞれの事業は従来どおり実施しますのでどうぞご安心下さい。

所謂公益財団法人の過渡

公益性の確認と優遇措置の適用

世間の每一个人(即自然人)、他们都享有被宪法保障的权利和义务,这是在小学的时候就曾经告诉过我们的道理。对于财产和人们的集团(团体),根据法律被承认为持有一定的权利和义务的团体,称之为法人。

株式会社等如果根据商法的要求具备了必要的条件时,就可以登记成为法人。以非营利为目的的所实行的公益事业团体,根据民法第三十四条作为财团法人或社团法人的事业性质,在取得了主管大臣的许可以后(在独立的都道府县开展事业的团体,应该取得都道府县知事的许可),再根据设立登记的完成便可以开展法人的活动了。

(除此以外的法人,还有社会福祉法人、宗教法人等)

近年来,在各种各样的行政改革的呼声当中,被称为公益法人团体的活动也被指出了一些问题的所在。

被指出的问题有,行政的委托事业仅限于公益法人,这是否被官方的需要而独占了呢;对国民和一般的事业者的负担过于强求,是否失去了事业的意义呢;另外,是否支付了不必要的补助金等问题。

自从平成十四年三月的内阁会议决定以来,对法人的重新研究、补助金等的废除和整理、对促进统一等,也实行了检查和审

定。从平成二十年十二月开始,根据所有的民法规定,将法人暂时以「特例民法法人」的形式存在。但是,必须要在五年以内过渡到公益财团(社团)法人或者一般财团(社团)法人。在过渡之前的事业管理是由分部门实行的。而目前均属于直属的主管官厅即内阁府来统一管理。其公益性认定,是根据内阁府组织和召集的、有协议制的机关中的民间有识之士的意见来确定的。

中国残留孤児援護基金,以争取被认定为公益财团法人为目标,进行了充分的准备。

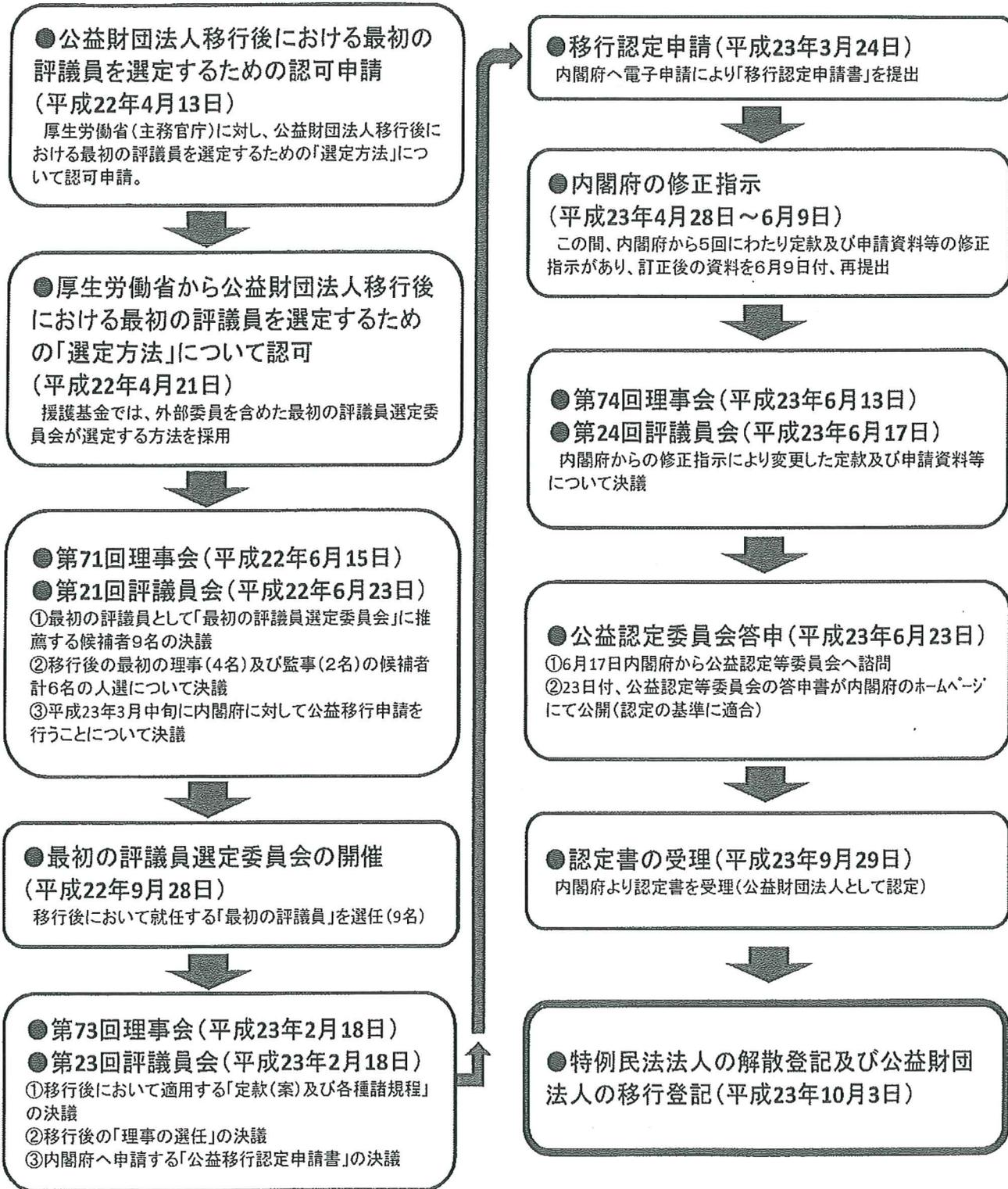
「一般財団法人」是没有税金的优惠措施的。除了没有对捐款的优惠措施以外,对储蓄的利息和运用债券所得到的收入还要交税。如果要减少收入的话,这将会给事业的活动带来很大的障碍。另外,如果缺乏公益性的认定,我们也担心那些捐款者和精神上的支援者们将会给援護基金的活动打上一个问号。

成为公益财团法人以后,在组织上也有了变动。迄今为止,预算决算、事业计划等是由理事会决定以后,再由评议员会将其承认的形式来完成的。而现在的预算和事业的大框的决定机关是评议员会。理事会则成为执行机关了。

不过,各种各样的事业仍然还按着原来的安排实施着,所以请各位放心。



公益財団法人への移行経過



公益財団法人中国残留孤児援護基金

評議員及び役員等名簿

評 議 員

- 加藤 栄一 財団法人 年金シニアプラン総合研究機構 理事長
河合 弘之 さくら共同法律事務所 弁護士
坂巻 熙 淑徳大学 教授
佐藤 嘉恭 東京電力㈱ 顧問
中川 桂子 元神奈川県自立研修センター 就労相談員
中川 泰彬 中川神経科クリニック 院長
本田 機先 元厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長
村川 浩一 日本社会事業大学福祉学部 教授
山本 卓眞 富士通㈱ 顧問

(平成23年10月3日現在)

役 員 等

- 理事長 多田 宏 社団法人 シルバーサービス振興会 理事長
常務理事 小林 悦夫 元中国帰国者定着促進センター 所長
理事 鎌田ケイ子 NPO全国高齢者ケア協会 理事長
同 鶴 精三 社会福祉法人 やまて福祉会
監事 金田 充男 金田充男法律事務所 弁護士
同 高橋 忠夫 元東京都福祉局 副参事

(常勤役員は、常務理事のみ)

(平成23年10月3日現在)

平成24年度

就学援助（貸与）のご案内

援護基金のホームページにも詳しく掲載する予定です。<http://www.engokikin.or.jp/>
詳しい要項、申請書類送付のお申し込みは、十一月一日以降ご連絡ください。

大学及び専修学校等の就学援助

一 対象者

(1) 日本への帰国後の年数が申請時において原則として一〇年未満である中国残留邦人及び樺太残留邦人本人並びにその配偶者、子、孫であつて、次に掲げる学校等に入学し、当該学校等での就学が中国残留邦人及び樺太残留邦人世帯の自立に役立つと認められ、かつ、学費の支弁が困難な場合。

① 大学

② 専修学校、看護師養成所その他の養成施設等であつて、卒業後、就職に役立てるための技術、技能または資格を修得することが可能であると理事長が認める場合。
(②号に限り、二世及び三世の配偶者も対象とする。)

(2)

日本に帰国した中国残留邦人及び樺太残留邦人の子、孫のうち、日本への帰国定着後の経過年数が三年未満であつて、大学又は専修学校の専門課程に進学を志望し、前もつて大学受験と同レベルの日本語を習得するための教育機関へ入学する場合。

(3)

貸付対象者の属する世帯の前年所得額（控除額を除いた額）の上限は、家族一人あたり百三十万円以内

内です。上限を超えている場合は貸付の対象者となりません。

(注) 平成二十二年度から国の制度として実施されている「高等学校における授業料の無償化」については、その存続について検討されていると一部の新聞に報道されました。その動向次第では当援護基金の就学援助の対象に高等学校を含めることも検討しています。

二 募集人員

(1) 大学・専修学校等

合わせて10名程度

(2) 日本語教育機関 若干名

三 就学資金の種類及び貸与額

区分	入学資金	就学資金
大学	三十万円以内	月 四万円以内
専修学校等	五十万円以内	月 四万円以内
日本語教育機関	無し	年 五十五万円以内

四 貸与期間

原則として入学時（在学生の場合は平成二十四年四月）から卒業時まで、日本語教育機関については二十五年三月の終了まで。

五 申請手続き及び締め切り

申請書に必要書類を添付し二十四年一月三十一日までに援護基金へ提出

平成二十四年度 就学援助（貸与）の案内

在援護基金の网页上也预定有详细的登載。

详细的要点和申请书类的索取，请在十一月一日以后联系。
(<http://www.engokikin.or.jp/>)

大学及专科学校等的就学援助

一 募集対象

(1) 原则上，在申请时应该是回到日本定居不满十年的遗华日本人及遗留库页岛的日本人本人以及他们的配偶者、子女和孙子女，希望进入下述学校学习，在该学校等的学习，被认为有助于遗华日本人及遗留库页岛的日本人家庭的自立，并且自付学费有困难的时候。

① 大学

② 在专科学校、培养护士的学校及其他培养人才的设施等毕业后，理事长认为，凭借所学到的技术、技能及所取得的资格对就职能够起到一定的作用。（只限于②项，二代及三代的配偶者也可以成为被援助的对象。）

(2)

回到日本的遗华日本人及遗留库页岛等日本人的子女和孙子女中，在日本定居以后，已经度过的年限在三年以内，将来有进入大学或专科学校学习专业课程的志向者，想事先进入与该校的考试有同等水平的日语教

育机关学习日语的人。

(3) 贷款者所有家属的去年所得额（即：除去扣除额所剩的金额）的上线，每一位家庭成员的年平均额是在一百三十万日元以内。如果超过了此上限的时候，就不能成为贷款的对象。

(注) 从平成二十二年度开始，国家实施了「免除高中学校的学费」的制度，最近在部分新闻报道中看到，此项制度是否继续实行还在讨论当中。根据其动向的变化，本援护基金的就学援助对象是否包括高中学校也在讨论当中。

二 募集人数

(1) 大学、专科学校等

合计十余名以上

(2) 日本語教育機関 若干名

三 就学資金の種類及貸与額 (同日文版)

四 贷款期限

原则上是从入学时开始（如果是在校生的时候，从平成二十四年四月开始）到毕业时为止。到日本語教育机关学习的人，是到平成二十五年三月学习结束为止。

五 申请手续及申请截止日期

请将所规定的申请书及必要的材料备齐以后，必须在平成二十四年一月三十一日之前，提交到本援护基金。

中国在住残留邦人はいま・・・

今なお中国に在住し、今後とも中国で暮らそうと思っている人、日本に帰りたいが家族の意向が一致しない人、日本での生活の不安からためらっている人、中国に残っている邦人の思いはさまざまで、複雑です。帰国した人だけでなく、中国に住んでいる人のことも忘れていませんよ、という日本国民の思いを表現してきた集団一時帰国は、今年も3回実施の予定で、すでに2回は滞りなく実施されました。

第1回集団一時帰国

五月二十三日から六月三日まで、十六人（邦人八人、同行介護人八人）が一時帰国し、日本の生活や一部の人は親族宅での団らんを楽しみました。

第2回集団一時帰国

まだ暑い九月でしたが、八日から、十九日まで、三十人（邦人十五人、



群馬フラワーパークにて

介護人十五人）が、一回目同様日本での買い物や温泉旅行を楽しみました。

一、二回とも、すでに何回も一時帰国した人が多く、見るたびに一年の加齢が感じられます。

十二年前には、まだ逞しい女性労働者の面影のあった竹下ツヤ子さんもすっかり白髪になり最近では足も弱って同伴者と一緒です。一時帰国のたびに日本の味噌をおみやげに買って帰るのを楽しみにしていた彼女に、

「今年も味噌を買った？」と聞くと、「重いから買わなかった」とのこと、高齢化は待ったなしです。

「身体を大事にして来年もいらつしやいね」というと、

「長年苦勞したんだから・・・年に一回のこの極樂が生き甲斐だ」とのことでした。

他にも高齢になった婦人から、「いつまでこられるかねえ」といったつぶやきも聞かれるようになりました。

第3回集団一時帰国

■今年度

孤児と認定された人も

十一月末の二十九日から、十二月十日まで、三回目の集団一時帰国を受け入れる予定です。邦人十七人、介護人十五人の計三十二人です。

この中には、今年度厚生労働省が訪中調査をし、調査対象者のうち、日中両政府共に日本孤児と認定した「杜春泉」さんも含まれています。杜春泉さんは、推定67〜68才、

訪中座談会

一時帰国不参加者の戸別訪問

昭和五十九年以来行っている訪中座談会も最近では様変わりしてきました。

以前は東北三省の省都、大きな都市で順次開催し、三十名を超える参加者を得て、日本の事情とか、帰国手続きの話に集中していましたが、帰国が進むにつれ、座談会には今後も中国で暮らすことを選んだ人が多くなりました。

平成七年からは援護基金が国の委託を受けて集団一時帰国の受入を行うことになり、座談会の参加者の多くは一時帰国の参加者でもあるという状況になりました。

一方で、かつて座談会に参加したり、一時帰国に参加したのに、どちらにも顔を見せない人も目立ち始め

昭和二十年秋から冬頃、奉天市（現瀋陽市）の難民収容所に避難し、養父の王乃生さんに引き取られたが、王さんが二ヶ月後に死亡したため杜永龍さんに預けられたという。

杜さんは、集団一時帰国の皆さんと原則は一緒に行動ですが、厚生労働省の再確認調査や記者会見、孤児に対する一般的な説明、場合によっては親族と思われる人が現れたら対面調査も行う予定で、別行動もあります。

ました。

援護基金では、高齢化によりあるいは病により、座談会にも一時帰国にも参加できなくなったのではないかとこの思いにいたり、元気な人が集まる座談会はひとまず棚上げにし、平成十九年からは来られない人の自宅を訪問することにしました。

しかし、広い中国です。年に三、四人の家庭しか訪問できません。

今年十月十七日から二十二日までの日程で、河北省（北京市の外側）に在住の四人のお宅を訪問することにして準備を進めました。しかし、今月に入りそのうちの一人の計報がありました。援護基金としても残念ですが、ご本人もさぞ残念だったと思います。ご冥福を祈ります。

定着促進センター便り

第89期生 励ます集い「月見の会」

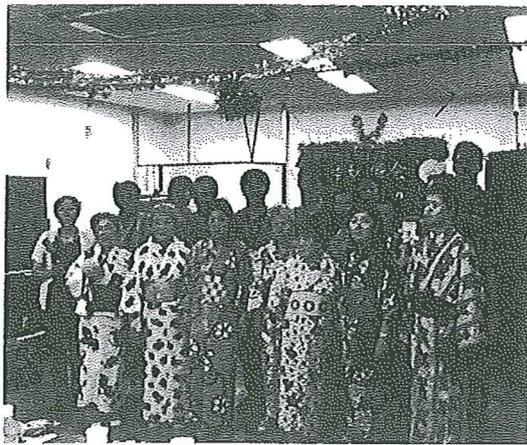
帰国後まもなく、近隣の所沢市美原町会及び北原町会の招待を受けて、それぞれの盆踊りに参加し日本伝統行事に触れる事が出来ました。共に踊り、屋台で飲食等と夏のひとときを楽しく過ごしました。

半年の入所期間中の大きなイベントは「励ます集い」です。センターとして中秋の名月(十五夜)の九月十二日(月)午後五時半から宿泊棟ホールで所沢中国帰国者交流会の支援者と共に、総勢六〇名の励ます集い「月見の会」を催しました。

当日は、午後から入所生が会場の飾り付けに取り掛かり、四時過ぎから入所生全員は、思い思いの柄の浴衣や帯を選び、交流会の手助けにより、初めて日本の浴衣に着替えました。

月見団子とすすきが飾られた会場で、最初に柿原所長と交流会福岡副代表から「十五夜」の由来や歓迎の挨拶があり月餅や飲み物を食べました。交流会の華麗な日本舞踊、中国伝統の太極拳実演後、入所生と交流会の歌と楽器の表演、期待と緊張の

ビンゴゲーム等に引き続いて、最後は教務課の教師の伴奏で参加者全員が何回も「ヤンガール踊り」を踊りました。楽しい「月見の会」は、満月が夜空にこうこうと輝く下で一人一人が忘れ難い思い出となりました。



第89期生 (株)NTTクオリス見学

三月十一日に起きた東日本大震災の影響により事業所が受注減や資材調達難など、厳しい課題を抱えながら奮闘している状況は今なお続いています。事業所見学の延期や中止となった企業が多い中、今回初めて(株)

NTTクオリスに見学を依頼し、十月四日にセンター入所生全員十四名の事業所見学を行いました。

今回見学した(株)NTTクオリス東日本工場(埼玉県入間市)では「タウンページ」の表紙をはじめ封筒・製袋等印刷製品の断裁から、製本・印刷、梱包までの全工程を真近で見学することができました。約一時間の見学で各現場の担当者から丁寧な説明を受け、日本の先進的な技術や従業員の慣れた作業、真面目な勤務態度に感銘を受けました。特に印刷製品の検査は機械だけに頼らず目視検査も行っており、プロ意識と真剣に仕事に取り組む姿勢を学びました。終了後の質問の席では関心を持ったことを活発に質問し、会社側は丁寧な答えていました。

見学を通して、日本企業の実情をより身近に感じ、日本企業の具体的なイメージや職場雰囲気を知る事ができました。従業員の真面目さと責任感を学べたと思います。学んだことを今後の就職に活かしたいとの感想を持つ者も多かったです。社員の親切な対応で日本企業への親近感を持ち、このような会社で働けたら

良いなという入所者もいました。今後とも企業のご協力を得て事業所見学を実施することにより、定着後の就労に対する自信と意欲アップに繋がればと思っております。

「第89期生の主な日程」

- 7月21日 中国・樺太帰国者5世帯 14名入所
- 7月28日 「入所式」
- 7月29日 「開講式」
- 7月30日 所沢警察署による「交通安全指導」
- 9月12日 励ます集い「月見の会」
(所沢中国帰国者交流会共催)
- 9月16日 所沢市東部クリーンセンター(清掃工場)見学
- 10月4日 事業所見学
(株)NTTクオリスの印刷工場)
- 10月14日 陽二蓮さんコンサート
(招待)
- 11月16日〜18日 地域体験実習
- 11月11日 埼玉県立川越高等技術専門校見学
- 11月30日〜12月2日 職業体験実習
(株)フレックス ジャパン:長野県千曲市
- 12月3日 クリスマスマスコンスアート
(招待) (所沢市立中央中学校・中央の会)
- 1月10日 「修了式」
- 1月11日 退所

中国帰国者 就職援助事業

— 「第4回職業講話」開催 —



当センターではハローワーク上野の協力により、平成21年より「職業講話」を年に1-2回開催し、主に就職を希望する帰国者2・3世を対象とした、就職に役立つ情報の提供と個別の相談、支援に努めています。今回はその4回目となり、10月7日(金)15:00-17:00の2時間の講話を開催し、帰国者を含む17名の2・3世の方々が東京都、千葉県、埼玉県より参加しました。

この日、ハローワーク上野より当センターで講演いただいたのは、三須一郎業務部長と高橋美和子職業相談部門統括職業指導官の2名で、事前に参加者の一番知りたいことを受付け、それに基づいた講演と、質問に対する回答をしていただきました。

事前の質問では、①どうしたら就職できるか、就職までの手順；②面接の時の全過程と注意事項；③職業能力開発センターについて；④中国語を生かせる仕事の探し方について；⑤就職する時の条件について聞きたい時、どう聞いたらよいか；⑥日本語があまり上手くないが、長期の仕事をどうやって探せばよいか、といった質問が出されました。

それを受けて講話では、三須業務部長から就職ガイドブックの資料をもとに、(1)現在の求職事情；(2)ハローワークの利用方法；(3)自分の仕事をどのように決めるか(探し方含む)を中心とした説明と、それぞれの質問には日頃から実際の相談に対応している高橋統括職業指導官から回答をいただきました。

現在の求職状況は、ハローワーク上野管内で、求職6千6百人に対し、求人5千7百人、全国の完全失業者が276万人で、3月の震災の影響もあり、観光業が落ち込んだものの、卸小売業、サービス業では求人が増えているとの説明がありました。また、ハローワークを利用する場合、日本語が話せるかどうかで対応が異なり、中国語等の案内が必要な場合は新宿の外国人雇用支援・指導センターも活用できますが、職業能力開発センターなどの職業訓練ではまず日本語ができることが大前提であることが説明されました。中国語を活かせる仕事については、貿易実務、ホテル、通訳などがありますが、中国語と同様に日本語力も求められることがあげられました。日本語に自信がなくても長期の仕事を目指す場合は、業務指導は日本語になるので片言でも日本語ができることが重要で、工場、ビル管理、清掃、レストラン接客・ホテル業務があげられました。求人票についてはハローワークの職員に相談すると直接指導等を受けることができるため、窓口を活用することで近道になることが紹介されました。

参加者からの質問では、職業訓練は今からでも受付に間に合うかが聞かれ、東京都は年2回(4月、10月)開講なので1月、7月に出される案内に注意するようアドバイスがありました。また、電柱などに貼られている求人は信頼できるのかとの質問に対し、ハローワークで取り扱う求人についてはハローワークが指導できるが、それ以外の求人は指導できないことが説明されました。この他にも雇用保険の受給と職業訓練受講に関する質問にも回答いただきました。

当日参加された方の中で、今現在ハローワークを利用している方は7名でした。ハローワーク上野からも実際にハローワークを利用して困ったことがあれば遠慮なく意見を聞かせてほしいと要望があり、参加者からこれまでの体験談を話していただきました。

これからも、当センターでは帰国者とハローワークを結び付け、職業訓練等の情報を通じて、就職実現に役立てていきたいと思えます。なお、当センターでは、職業講話と合わせて、企業や職業訓練校の見学を開催しています。また、帰国者向け情報誌『天天好日』の紙上でも、2・3世の就職に役立つ資格情報を提供しています。合わせて活用いただきたいと思います。(FT)

支援・交流センター便り 第20号

編集・発行 中国帰国者支援・交流センター
〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階
TEL 03-5807-3171 FAX 03-5807-3174
E-mail: info@sien-center.or.jp URL: http://www.sien-center.or.jp/

中国帰国者 普及啓発事業 —資料の貸出、提供について—

当センターでは、帰国者に対する理解と協力を得るために、中国残留邦人問題の背景や経過についての情報を収集し、広く提供できるよう、次のような取り組みを行っています。

- (1) 自治体や支援団体の活動を支援するため、シンポジウムの写真パネル、映像などを貸出します。

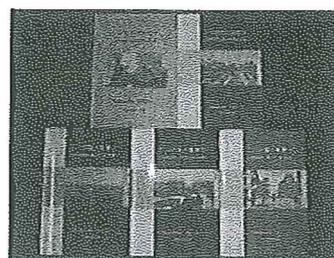
平成21年3月、財団法人中国残留孤児援護基金が厚生労働省の委託を受けて開催したシンポジウムで使用した①写真パネル [A1サイズ、6枚組] と②オープニング映像 [DVD約10分] について、厚生労働省の合意を得て無料 [往復の送料は使用者負担] で貸出しています。申込用紙はホームページからも入手できます。今後開催される会議や展覧会等で是非ご利用ください。



- (2) 聞き書き集 (中国残留邦人等からの体験談) 「二つの国の狭間で」第1集から第5集を自治体、関係機関、支援団体などに送付し、帰国者に対する理解と協力を得るよう努めています。

聞き書き集は当センターのホームページの以下のサイトで閲覧できます (印刷不可)。<http://www.sien-center.or.jp/news/kikikiki02.htm>

また、冊子についても一部残数がわずかなものもありますがまだ提供可能です。



- (3) 聞き書き集の記録映像「二つの国の狭間で」を提供しています。

聞き書き集の記録映像 [DVD、VHS37分] も数に限りがありますが提供可能です。普及啓発の映像資料として是非ご利用ください。

- (4) 中国残留邦人に関する資料を保存し、有効に活用するため、広く一般に資料の提供をお願いしています。

皆様のお持ちの資料でご提供いただけるものがございましたら、ご連絡宜しくお願いいたします。照会先：上記編集・発行先(K)





ご寄附のお願い

当財団では国の委託事業のほか、孤児を育てていただいた中国の養父母への扶養費送金、孤児が訪中し養父母をお見舞いするお見舞い訪中事業、さらに就学援助、団体助成等さまざまな事業を行っております。これらの事業を推進するにあたっては、皆様から寄せられた浄財を充当しており、多くのご支援が必要です。当財団事業にご理解をいただきご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

寄附金の送金方法（一般寄附）

(1) 郵便局をご利用される場合

郵便振替口座番号 00190-0-64863
加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金

(2) 取扱銀行をご利用される場合（一般寄附）

振込先名義 公益財団法人 中国残留孤児援護基金
みずほ銀行 (新橋支店 普通預金 No. 778162)
三井住友銀行 (東京公務部 普通預金 No. 22640)
三菱東京UFJ銀行 (本店 普通預金 No. 7644778)
りそな銀行 (東京公務部 普通預金 No. 6102827)

当財団は内閣府から「公益財団法人」の認定を受け、個人・団体・企業からの寄附金に対し、法令に基づき減免税措置が行われます。

(特定寄附金) 東日本大震災に被災された中国帰国者への義援金を受け付けております。

当初、平成23年9月30日(金)で義援金受付を締切る予定でしたが、募金額が少額のため来年3月末まで受付を延長しました。

お寄せいただいた義援金は被災された中国帰国者の方々への支援に活用いたします。

【 義援金受付口座 】

郵便振替(郵便局)
口座番号 00190-0-64863
加入者氏名 公益財団法人 中国残留孤児援護基金
受付期間 平成23年10月3日(月)～平成24年3月31日(土)まで

※郵便振替用紙の通信欄に、必ず「東日本大震災に被災された中国帰国者への義援金」と明記してください。(お申し出いただきますと手数料不要の振込用紙を郵送いたします)
※通信欄にお名前、ご住所、お電話番号を記載してください。

『援護基金』第69号 2011年10月20日発行

編集・発行 公益財団法人 **中国残留孤児援護基金**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番8号
オフィス虎ノ門1ビル
電話 03-3501-1050
FAX 03-3501-1026
<http://www.engokikin.or.jp/>